



診療報酬加算について

当院は、「電子的診療情報連携体制整備加算3」に係る施設基準に基づき、以下の体制を整えています。

適用日：2026年6月1日～

※医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算から
「電子的診療情報連携体制整備加算」へ変わりました。

[施設基準]

1. オンライン請求体制の整備
2. 診療明細書の無償交付
3. オンライン資格確認を行える体制の整備
4. 医師がオンライン資格確認で取得した診療情報を、診察室や処置室などで閲覧・活用できる体制を有している
5. マイナ保険証の利用率（利用実績）が30%以上
6. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有している
7. 明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項等について、院内への掲示およびウェブサイト等で公表している

[算定内容]

初診：月1回に限り 4点

再診：月1回に限り 2点

2026年6月1日

永井整形外科